

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	●知事 ○市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b8k/myn/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b8k/myn/index.html</a>

執行機関名 神奈川県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。9の項において同じ。)に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月20日神奈川県条例第71号) 別表第1の5の項  私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。9の項において同じ。)に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	神奈川県高校生等奨学給付金(私立高等学校等)支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、高等学校等及び高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に対し、奨学のための給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		神奈川県高校生等奨学給付金(私立高等学校等)支給要綱